

# 追手門学院中・高等学校

## いじめ防止対策基本方針

### 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
4. 年間計画
5. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

### 第2章 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ未然防止のための措置

### 第3章 いじめの早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめ早期発見のための措置

### 第4章 組織対応

1. いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ
2. 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

# 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

## 1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる事が大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立って指導を徹底することが重要となる。

本校では、学院教育理念「独立自彊・社会有為」をキーワードに、「自己肯定感」・「関係性の力」を大切にしながら人間形成教育を行っている。全ての生徒の健全な成長のために人権教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに本校の「いじめ防止対策基本方針」を定める。

## 2. いじめの定義

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態には、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。たとはいじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

### 3. いじめ防止のための組織

(1) 名称：「いじめ対策委員会」の設置

(2) 構成員：学校長、中高一貫教頭、高校教頭、人権推進委員長、生活指導部長、養護教諭、学年主任、学校カウンセラー

※いじめ対策委員会のメンバーは実態などに応じて柔軟に対応することが出来る。

【調査班】 生活指導部長、学年主任、学年生活指導、担任、養護教諭

【対応班】 学年主任、担任、生活指導部員、学年担任団、教育支援教員

(3) 役割：①学校いじめ防止対策基本方針の策定

②いじめの未然防止

③いじめの対応

④教職員の資質向上のための校内研修

⑤年間計画の企画と実施

⑥年間計画進捗のチェック

⑦各取り組みの有効性の検証

⑧学校いじめ防止対策基本方針の見直し

⑨緊急対応

#### 4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下の通り実施する。

##### (1) いじめ防止のための組織的な取り組み

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図りつつ、また全教職員・生徒・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを以下のように組織的に行う。

4月	入学式前	全教職員による年間人権指導計画の確認 全教職員対象「いじめ防止」にむけての研修
	入学式	保護者対象人権オリエンテーションの実施 ①「いじめは絶対に許さない」との表明 ②いじめの取り組みについての理解と協力依頼 ③相談窓口の周知
	高1宿泊オリエンテーション当日	高1対象 「いじめ防止」のための人権オリエンテーション
	中学宿泊オリエンテーション前々日	中1対象 「いじめ防止」のための人権オリエンテーション
5月	GW前	全学年対象「いじめ防止」教育 ①「いじめ防止」教育 ②いじめについてのアンケート実施と調査 保護者対象 家庭におけるいじめチェック実施と調査 第1回 いじめ対策委員会の開催
10月	中間考査後	全学年対象「いじめ防止」教育 ①「いじめ防止」教育 ②いじめについてのアンケート実施と調査 保護者対象 家庭におけるいじめチェック実施と調査 第2回 いじめ対策委員会の開催
2月	高校入試前	全学年対象「いじめ防止」教育 ①「いじめ防止」教育 ②いじめについてのアンケート実施と調査 保護者対象 家庭におけるいじめチェック実施と調査
3月	下旬	第3回 いじめ対策委員会の開催

##### (2) 各学年による人権教育学習

生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成するために、各学年において以下のように人権に関する知的理解および人権感覚を育む人権教育活動を行うことにより、自他の存在を認め合い、共感・尊重できる態度を養う。

学年	テーマ
中学1年生	「自分を見つめる、自分を大切にする」
中学2年生	「障がい者の人権課題を通して『人権』について考え、他人を思いやる気持ちを身に付ける」
中学3年生	「社会の状況を知り、その中の自分を意識する。歴史のなかにある様々な人権に関わる事実を知り、認識を深める」

高校1年生	「さまざまな状況にある人について学び、『人権』について考える」
高校2年生	「アイヌ民族について学び、『人権』について考える」
高校3年生	「在日外国人の社会的現状を学び、『人権』に対する認識を深める」

### (3) 年間行事および各学年の取り組み

本校の行事活動の特徴としては、基本的に「生徒主体」の運営で行い、取り組みの「過程」を重視し、生徒の主体性や協同性を育むことを目標とする。活動の過程を通して、自らのよさを発揮しながら、生徒同士が対等で豊かな人間関係を築けるよう、信頼と協調に基づく「関係性」の力を育む。

## 5. 取り組み状況の把握と検証(PDCA)

いじめ対策委員会は、学期に1回(年3回)程度開催し、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直し等を行う。

## 第2章 いじめの未然防止

### 1. 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を認識し、すべての教職員は平素から、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのために、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進することが大切である。これらの活動を通して、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。そうすることにより、当事者同士が信頼ある人間関係を築き、人権を尊重した集団としての質を高めていくことが求められる。

### 2. いじめ未然防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。また、生徒に対しても朝終礼や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されることではない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

## (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

人権教育・学校行事の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育む機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

## (3) 教職員の指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないように、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていく。また、学年・学級や部活動等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

## (4) 「自己肯定感」・「関係性の力」を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じ、自分のあり方を積極的に受容できる感情や自らの価値や存在意義を肯定できる感情を育むよう努める。

また、生徒各自が自信を持ち、安心して過ごすことができる学校生活を築くことができるように、生徒一人ひとりに活躍できる役割や機会が与えられ、自ら力を発揮することで、周囲に対する貢献感を得ることが大切である。このように生徒自身が持つ「自己教育力」を発揮させ、自分を大切に、また他者を大切にするという肯定的・共感的な「関係性の力」を育むよう努める。

# 第3章 いじめの早期発見

## 1. 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

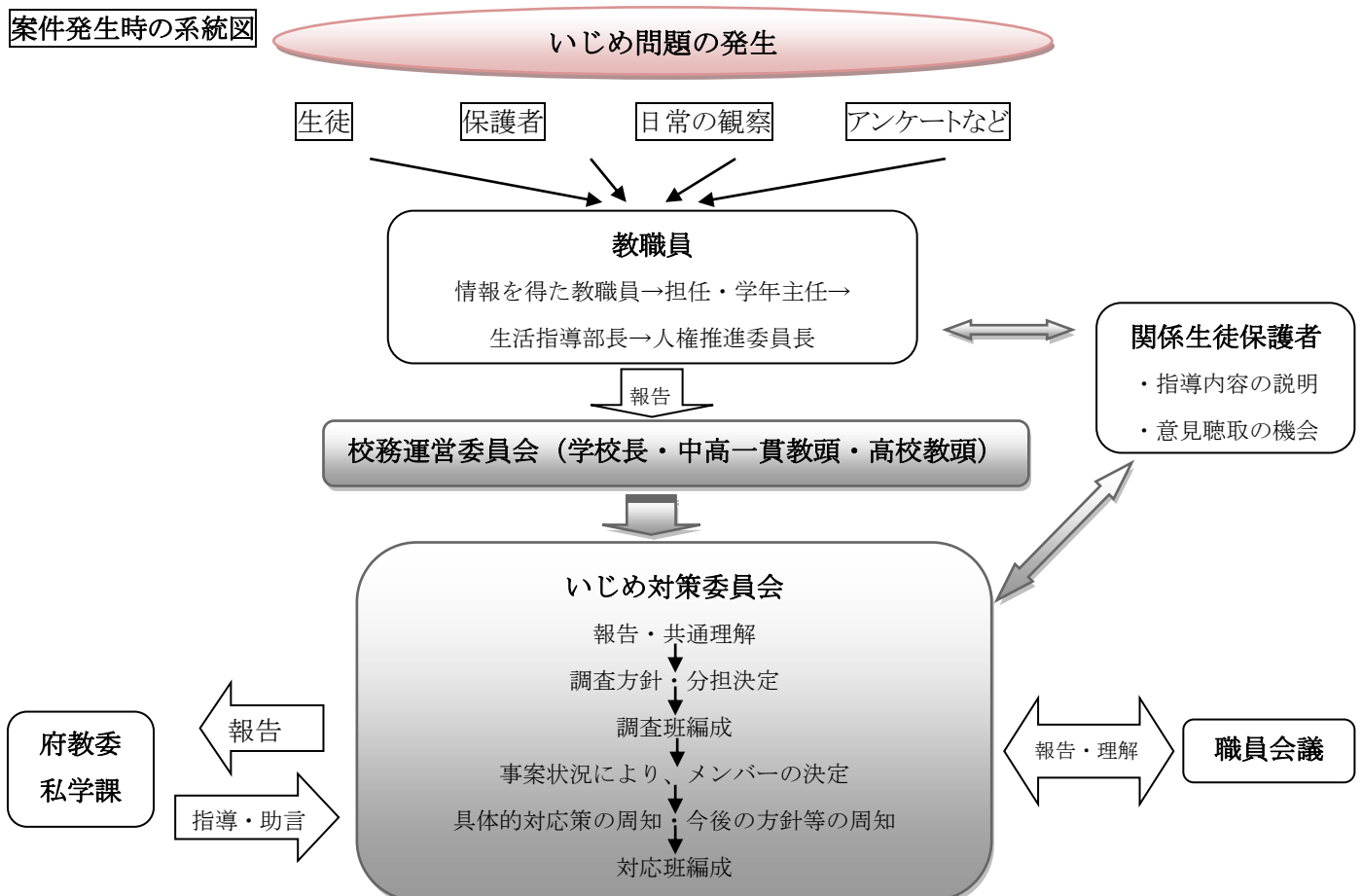
## 2. いじめ早期発見のための措置

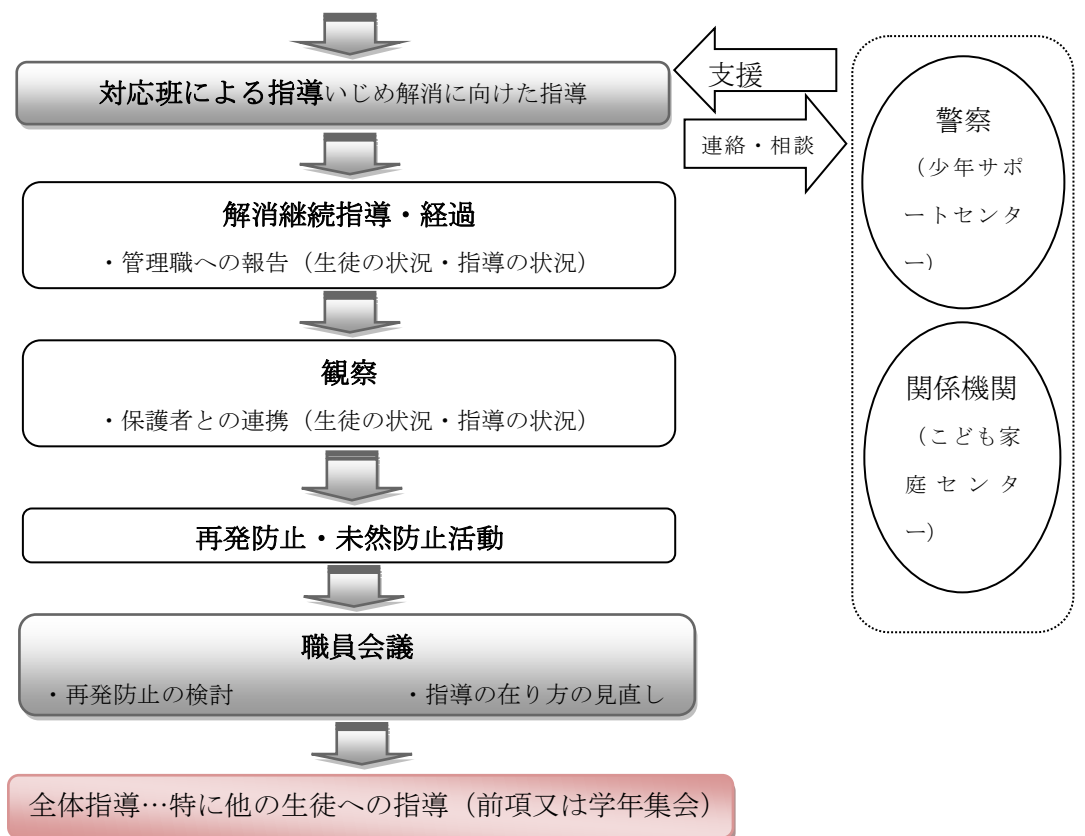
- (1) 学校は、休み時間や放課後の生徒の様子に目を配る等して日々生徒観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。また、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- (2) 家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (3) 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、学校カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、生徒および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- (4) 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

## 第4章 組織対応

### 1. いじめが起こった場合の組織的な対応の流れ

案件発生時の系統図





## 2. 監督官庁、警察、地域等の関係機関との連携

### (1) 監督官庁との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

### (2) 出席停止・転学退学措置について

他の生徒の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からだけでなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける事もある。

また、いじめられた生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた生徒をいじめから守りぬぐために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応する。

### (3) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合は直ちに通報する場合がある。